

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針

丸井グループ((株)丸井グループを中心とする企業グループ)は、犯罪による収益の移転防止に関する法律並びにこれに関連する政省令及び各監督官庁によるガイドライン類(以下総称して「関係法令等」といいます。)に従ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与等」といいます。)の防止が経営上の重要課題の一つであることを認識し、以下のとおり、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 態勢整備

丸井グループは、グループ内の特定事業者(丸井グループ内の各社のうち、関係法令等に定める特定事業者に該当する会社をいいます。以下同じ。)において、それぞれに適用される関係法令等の遵守のため、マネロン・テロ資金供与等の防止態勢における責任者及び関連する各組織等の役割等を定めた上で、適切な管理態勢を構築し、これを維持するとともに、グループ内で密接な情報共有・連携を図る管理態勢を構築します。

2. 経営陣関与

丸井グループの経営陣は、関係法令等に従ったマネロン・テロ資金供与等の防止対策に主導的に関与し、経営戦略の重要課題の一つとして、継続した態勢強化に取り組みます。

3. 管理態勢

グループ内の特定事業者は、各社が提供する商品・サービス等に応じて、関係法令等に従ってマネロン・テロ資金供与等のリスクを特定、評価を実施し、リスク低減に向けた適切な措置を講じます。

4. 顧客管理

グループ内の特定事業者は、関係法令等に基づいて、取引時確認を実施し、かかる確認及び取引に関する記録を保管し、マネロン・テロ資金供与等の防止のため、これらの記録を活用します。

5. 疑わしい取引の届け出

グループ内の特定事業者は、疑わしい取引の届出等、マネロン・テロ資金供与等の防止対策に関して、関係法令等及び行政庁等により求められる事項に対し、適切に対応します。

6. 役職員の研修

グループ内の特定事業者は、関係法令等の遵守のため、その役員及び社員等に対して、その役割に応じてマネロン・テロ資金供与等の防止に係る教育研修を実施し、必要な知識の習得及び意識の醸成とその向上に努めます。

7. 内部統制

丸井グループは、本基本方針に定めるマネロン・テロ資金供与等の防止態勢の整備状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる社内態勢の高度化に努めます。

2024年8月制定

株式会社丸井グループ

代表取締役社長 代表執行役員

青井 浩